

## 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に関する意見募集

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令において、研修生の受け入れの人数枠については、申請人を含めた受け入れ機関に受け入れられている研修生の人数が当該機関の常勤職員の総数の20分の1以内であることを要件として定めていますが、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）を踏まえ、法務省においては、こうした状況に対応するため、所要の規定を整備することを検討していますので、これについて、御意見等を募集します。

### 主な改正内容

#### 研修の在留資格に係る上陸審査基準について

複数の法人が人事、資金、取引及び技術若しくは知識において一体として活動を行っているときは、当該複数の法人全体をひとつの受け入れ機関として基準の規定を適用する旨の規定を加える。

#### <意見募集要項>

##### 1 意見募集期間

平成18年3月31日（金）～平成18年4月28日（金）

##### 2 意見送付要項

住所（市区町村まで結構です。）、氏名及び職業を御記入の上、電子メール、郵送又はFAXにより募集期間の最終日必着で送付してください。意見の御記入に当たっては、概ね800字以内でお願いします。

なお、電話による御意見は受け付けておりませんので、御了承下さい。

##### 3 法務省入国管理局参事官室

郵便：〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

FAX：03-3592-7940

電子メール：

##### 4 問い合わせ先

法務省入国管理局企画官室

TEL：03-3580-4111（内線5955）